

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第49号

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（第2条―第6条）
- 第3章 療養介護（第7条―第10条）
- 第4章 生活介護（第11条―第16条）
- 第5章 短期入所（第17条―第22条）
- 第6章 重度障害者等包括支援（第23条）
- 第7章 共同生活介護（第24条―第27条）
- 第8章 自立訓練（機能訓練）（第28条―第31条）
- 第9章 自立訓練（生活訓練）（第32条―第38条）
- 第10章 就労移行支援（第39条）
- 第11章 就労継続支援A型（第40条―第42条）
- 第12章 就労継続支援B型（第43条―第45条）
- 第13章 共同生活援助（第46条）
- 第14章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第2条 指定居宅介護事業所（条例第6条に規定する指定居宅介護事業所をいう。）の従業者が提供する指定居宅介護（条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。以下同じ。）の方針は、次に掲げるものとする。

- （1） 指定居宅介護の提供に当たっては、介護の技術の進歩に対応し、適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うこと。
- （2） 常に利用者の心身の状況、当該利用者の置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

（事業の運営についての重要事項）

第3条 条例第32条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 事業の目的及び運営の方針
- （2） 従業者の職種、員数及び職務の内容
- （3） 営業日及び営業時間
- （4） 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- （5） 通常の事業の実施地域（条例第14条に規定する実施地域をいう。以下同じ。）
- （6） 緊急時等における対応の方法
- （7） 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(準用)

第4条 第2条及び第3条の規定は、条例第5条第2項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

- 2 第2条及び第3条の規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービス（条例第5条第3項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービス及び同条第4項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスをいう。）の事業について準用する。
(基準該当居宅介護事業所の従業者の同居家族に対するサービス提供)

第5条 条例第48条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 条例第45条に規定する基準該当居宅介護事業所の従業員の同居の家族である利用者（以下この条において「同居家族である利用者」という。）が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 同居家族である利用者に対する居宅介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (3) 同居家族である利用者に対する居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

(準用)

第6条 第2条及び第3条の規定は、条例第45条に規定する基準該当居宅介護の事業について準用する。

- 2 第2条、第3条及び第5条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

第3章 療養介護

(療養介護計画の見直し)

第7条 条例第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画をいう。以下同じ。）の見直しは、少なくとも6月に1回以上行わなければならない。

(サービス管理責任者の職務)

第8条 条例第61条第2号の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

- (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(事業の運営についての重要事項)

第9条 条例第69条に規定する規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 条例第50条に規定する指定療養介護の内容並びに支給決定障害者（条例第2条第12号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。）から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用についての留意事項
- (6) 緊急時等における対応の方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第10条 条例第77条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養介護計画
- (2) 条例第55条第1項に規定するサービスの提供の記録
- (3) 条例第67条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第75条第2項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (5) 条例第78条において準用する条例第40条第2項の苦情の内容等の記録
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）第76条において準用する第40条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

第4章 生活介護

(指定生活介護事業所の設備の基準)

第11条 条例第83条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における会話の内容が漏れることを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(支給決定障害者に負担させることが適当と認められる費用)

第12条 条例第84条第3項第2号に規定する規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定生活介護（条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

(事業の運営についての重要事項)

第13条 条例第91条に規定する規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用についての留意事項
- (8) 緊急時等における対応の方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(準用)

第14条 第7条、第8条及び第10条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第95条において準用する条例第60条第8項の規定による生活介護計画（条例第95条において準用する条例第60条第1項に規定する生活介護計画）」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第95条」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第93条」と読み替えるものとする。

(基準該当生活介護の基準)

第15条 条例第96条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の利用者の数と基準該当生活介護（条例第96条に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所（条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第16条 条例第97条第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を条例第97条第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。
- (4) 条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第5章 短期入所

(指定短期入所事業所のうち単独型事業所の設備の基準)

第17条 条例第102条第4項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食堂 次に掲げる基準に適合すること。

- ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- イ 必要な備品を備えること。
- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (3) 洗面所 次に掲げる基準に適合すること。

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(支給決定障害者等に負担させることが適当と認められる費用)

第18条 条例第105条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 光熱水費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定短期入所（条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

(事業の運営についての重要事項)

第19条 条例第108条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用についての留意事項
- (6) 緊急時等における対応の方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(指定短期入所事業所の定員の遵守)

第20条 条例第109条第2号の規則で定める利用者の数は、次のとおりとする。

- (1) 条例第100条第2項に規定する空床利用型事業所にあつては、当該空床利用型事業所を設置する施設の利用定員（条例第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は条例第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (2) 条例第100条第3項に規定する単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第21条 条例第111条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所（条例第111条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）の提供を受ける利用

者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(3) 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、条例第100条第1項に規定する指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第22条 第18条の規定は、条例第111条に規定する基準該当短期入所の事業について準用する。

第6章 重度障害者等包括支援

(事業の運営についての重要事項)

第23条 条例第122条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定重度障害者等包括支援(条例第113条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)を提供できる利用者の数
- (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応の方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

第7章 共同生活介護

(支給決定障害者に負担させることが適当と認められる費用)

第24条 条例第130条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり条例第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定共同生活介護(条例第124条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(指定共同生活介護事業所のサービス管理責任者の職務)

第25条 条例第133条第2号の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

(1) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(2) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(事業の運営についての重要事項)

第26条 条例第136条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応の方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(準用)

第27条 第7条及び第10条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第141条において準用する条例第60条第8項の規定による共同生活介護計画（条例第141条において準用する条例第60条第1項に規定する共同生活介護計画）」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第141条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第141条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第141条」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第154条」と読み替えるものとする。

第8章 自立訓練（機能訓練）

（支給決定障害者に負担させることが適当と認められる費用）

第28条 条例第146条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）（条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

（準用）

第29条 第7条、第8条、第10条及び第13条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第149条において準用する条例第60条第8項の規定による自立訓練（機能訓練）計画（条例第149条において準用する条例第60条第1項に規定する自立訓練（機能訓練）計画）」と、「6月」とあるのは「3月」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第149条」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第162条」と読み替えるものとする。

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第30条 条例第150条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）（条例第150条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第31条 第28条の規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第9章 自立訓練（生活訓練）

（指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備の基準）

第32条 条例第155条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における会話の内容が漏れることを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第155条第2項に規定する指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の浴室の基準は、利用者の特性に応じたものであることとする。

（支給決定障害者に負担させることが適当と認められる費用）

第33条 条例第157条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）（条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

第34条 条例第157条第4項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、条例第155条第2項に規定する指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第3号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

（記録の整備）

第35条 条例第158条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第159条において準用する条例第60条第1項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画

(2) 条例第156条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録

(3) 条例第159条において準用する条例第90条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第159条において準用する条例第75条第2項に規定する身体的拘束等に係る記録

(5) 条例第171条において準用する条例第40条第2項の苦情の内容等の記録

(6) 省令第171条において準用する省令第40条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第36条 第7条、第8条及び第13条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第159条において準用する条例第60条第8項の規定による自立訓練（生活訓練）計画（条例第159条において準用する条例第60条第1項に規定する自立訓練（生活訓練）計画）」と、「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(基準該当自立訓練（生活訓練）の基準)

第37条 条例第160条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）（条例第160条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第38条 第28条の規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第10章 就労移行支援

(準用)

第39条 第7条、第8条、第10条、第11条、第13条及び第28条の規定は、条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第172条において準用する条例第60条第8項の規定による就労移行支援計画（条例第172条において準用する条例第60条第1項に規定する就労移行支援計画）」と、「6月」とあるのは「3月」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第172条」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第184条」と読み替えるものとする。

第11章 就労継続支援A型

(就労継続支援A型事業所の設備の基準)

第40条 条例第176条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における会話の内容が漏れることを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(就労継続支援A型事業者による利用者及び従業者以外の者の雇用)

第41条 条例第184条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第42条 第7条、第8条、第10条、第13条及び第28条の規定は、条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第185条において準用する条例第60条第8項に規定する就労継続支援A型計画（条例第185条において準用する条例第60条第1項に規定する就労継続支援A型計画）」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第185条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第185条」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第197条」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

(準用)

第43条 第7条、第8条、第10条、第13条及び第28条の規定は、条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第190条において準用する条例第60条第8項の規定による就労継続支援B型計画（条例第190条において準用する条例第60条第1項に規定する就労継続支援B型計画）」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第190条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第190条」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第202条」と読み替えるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第44条 条例第192条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 条例第191条に規定する基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用についての留意事項
- (6) 緊急時等における対応の方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(準用)

第45条 第7条、第8条、第10条及び第28条の規定は、条例第191条に規定する基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第194条において準用する条例第60条第8項の規定による基準該当就労継続支援B型計画（条例第194条において準用する条例第60条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型計画）」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第194条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第194条」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第206条」と読み替えるものとする。

第13章 共同生活援助

(準用)

第46条 第7条、第10条及び第24条から第26条までの規定は、条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第201条において準用する条例第60条第8項の規定による共同生活援助計画（条例第201条において準用する条例第60条第1項に規定する共同生活援助計画）」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第201条」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第213条」と、第24条第1号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業者」とあるのは「第196条に規定する指定共同生活援助事業者」と、第25条第2号中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

第14章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(準用)

第47条 第7条、第8条、第10条、第11条及び第13条の規定は、条例第206条に規定する特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第210条第1項において準用する条例第60条第8項の規定による特定基準該当障害福祉サービス計画（条例第210条第1項において準用する条例第60条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画）」と、「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち条例第206条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係るもの又は同条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係るものにあつては、3月）」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第210条第1項」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第223条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 第12条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（条例第206条に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）（条例第206条に規定する特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。
- 3 第28条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（条例第206条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。
- 4 第33条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（条例第206条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。
- 5 第28条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（条例第206条に規定する特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。